

北のくらし

# きらめく

北海道立消費生活センター

主な内容

- 薬事法改正 …………… 2
- セルフメディケーション …… 3
- 多重債務の整理 …………… 4
- 断ったはずの「紳士録」登録 … 5
- ふとんの組成テスト …… 6、7
- 「カルチャーナイト」ほか … 8



### 秋深まる羊蹄山

札幌から後志管内倶知安町に入ると、羊蹄山が全容を現していた。秋の収穫の真っ最中でトラクターのエンジン音が聞こえてきた。

(全道展会員 山下 脩馬)

〒060-0003  
札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館西棟  
TEL (011) 221-0110  
FAX (011) 221-4210  
<http://www.do-syohi-c.jp/>



# 薬事法、 どこが変わったの？



## 郵便等販売

医薬品購入希望者が来店せずにカタログやチラシ、インターネットの販売ページから医薬品の注文を電話やFAX、メールなどで行い、販売した医薬品を配送するもの。これを行えるのは、薬剤師や登録販売員がいる店舗のみとなります。販売できるのは第3類医薬品のみ。

6月から一般用医薬品（OTC医薬品）の販売方法が変わりました。一般的にこれまで医薬品は、薬剤師の常駐しているところで販売されてきましたが、一部の医薬品に限り、薬剤師がいなくても、登録販売者が常駐していれば販売できるようになりました。東京都内ではコンビニで医薬品を扱うところもあるそう。

それに伴い、一般用医薬品をリスクの高い方から第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品と3つに分類。このうち登録販売者が扱えるのは第2類、第3類です。医薬品の外箱に分類が表示され、店舗でも置き場所を区分しており、購入者も薬の違いが分かるようになっていきます。

また、郵便等販売については、第3類の医薬品のみとなりました。

## OTC 医薬品

「Over The Counter (オーバー・ザ・カウンター)」の略。カウンター越しに医薬品を販売する形に由来しています。法律的には「一般用医薬品」ですが、「大衆薬」「市販薬」とも言われます。

## 登録販売者

都道府県が毎年実施する「登録販売者試験」に合格し、都道府県に販売従事者として登録した者。受験資格は、高卒以上では一般用医薬品販売の実務経験1年以上、それ以外では一般用医薬品販売の実務経験4年以上。これまでに試験は3回行われました。薬剤師と区別するため、名札の着用が義務付けされています。

## 第1類医薬品

特にリスクが高い。一般用医薬品としての使用経験が少ないなど、安全上特に注意を要する成分を含むもの。販売する際は、薬剤師による文書での情報提供の義務が伴います。

例：H2ブロッカー含有薬や一部毛髪用薬

## 第2類医薬品

リスクは比較的高い。まれに入院相当以上の健康被害が生じる可能性がある成分を含むもの。

例：総合感冒薬、解熱鎮痛薬、目薬、健胃消化薬、ほとんどの漢方薬

## 第3類医薬品

リスクは比較的低い。日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調・不調が起こる恐れがある成分を含むもの。

例：ビタミンB・C含有保健薬、主な整腸薬、消化薬

# セルフメディケーションのすすめ

薬事法の一部改正に伴い、消費者の医薬品を手でできる方法が広がって便利になった反面、医薬品に対する一定の知識や管理が必要で、セルフメディケーションという考えが打ち出されています。(社)北海道薬剤師会の柳瀬義博理事にうかがいました。



## 自分で自分の健康を管理する

「セルフメディケーション」とは、自分の健康状態は自分で把握することであり、決して病気を自己判断することではありません。自分が飲んでいる薬の効果・効能などを知ることや、日ごろから自分の血圧などを測定すること、食事や睡眠に気を配って生活することなどです。「風邪かな?」と思ったら薬局へ行き、風邪薬を購入して飲むこともセルフメディケーションといえるのです。

## 医薬品を上手に利用するために

医薬品を購入する場合、まず症状を説明するのはもちろんですが、併せてアレルギーの有無や今飲んでいる薬の情報などを薬剤師や登録販売者に伝えてください。しかし、薬の名



薬の服用履歴がひと目で分かる手帳

前は難解でなかなか覚えづらいもの。そこで役立つのが薬剤師会などで作っている「おくすり手帳」です。

この手帳は、病気等で自分が使用(服用)した薬の名称や効能などについて記録されているもので、自分の薬の履歴が一目瞭然。アレルギーや薬の副作用、病歴や体質などを記入する欄もあります。健康食品を購入するときも持参してください。災害のときなどは、手帳があるとすぐに処方できるので大変便利です。

柳瀬理事は「かかりつけの薬局や薬剤師を持つことも大切です。疑問点などはどんどん聞いてください。もし、購入した薬を2、3日飲んでも効き目が表れない場合は、速やかに医療機関で受診してください」

」とアドバイスしています。

## 登録販売者は信頼できる...

消費者として気になるのは、新しくできた「登録販売者」という資格制度です(説明は2ページ)。本来であれば薬剤師が薬についての情報を提供すべきですが、不足しているのが現状で、それを補う役割が期待されているのが登録販売者です。店頭では薬剤師との区別がつくように名札を付けたり、ユニホームの色を変えたりしています。

「今後、研修を重ねて登録販売者の質を上げていきたい」と柳瀬理事。私たちも自分の飲んでいる薬のことを知り、「賢い消費者」となって、セルフメディケーションを推進していきたいものです。

薬の疑問は…

**ほっかいどう  
おくすり情報室へ**

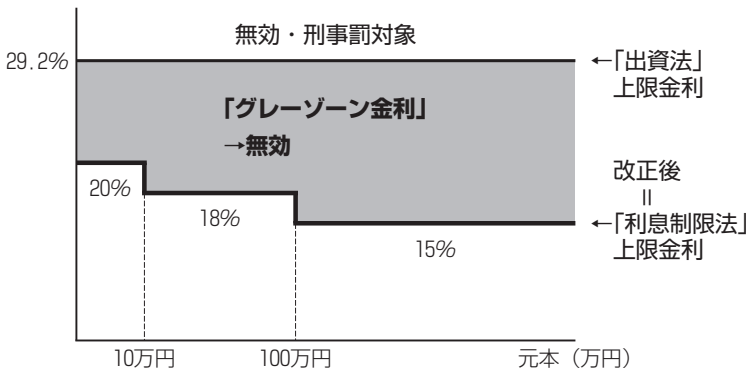
☎011・815・0093

相談時間  
月～金曜日  
(祝祭日、年末年始除く)  
9～12時、13～16時

# 多重債務を解決するには？ ～速やかに相談窓口へ



最近、テレビCMや電車の広告で「払いすぎの借金が戻ってくる」という宣伝文句を見聞します。これはすべての借金に当てはまるわけではありません。借りたときの金利が法の定めより高額であれば、戻って来こともあります。自分の借金が払いすぎかどうか、支払う義務があるかどうかを知り、解決策を立てたい場合は、最寄りの多重債務問題の相談窓口などに問い合わせてみましょう。



**その借金は払いすぎか**  
借金を返済するときは、借りた金額に金利を加えて返済することになります。「利息制限法」では、借りた金額が10万円未満であれば上限金利は20%、100万円未満であれば18%...というように上限金利が決

**どうに相談すればよいか**  
支払いが困難になり、借金が雪だるま式に膨らんでしまったり、借金の連帯保証人になっていて請求を受けたり、しつこく取り立てを受けたりした場合は、最寄りの市町村の多重債務問題相談窓口速やかに相談しましょう。債務整理にはいくつかの方法があり、どれが最適な方法

まっています。しかし、「出資法の上限金利は29.2%で、それらの差がグレーゾーン金利といわれています(図参照)。  
もし、あなたが借りたお金の金利がこのグレーゾーンにあてはまるならば、その部分については支払う必要がないとされています。ただし、現在の法律では、借り手が任意に支払って、かつ貸金業者が必要な書面を交付していれば、利息の支払いが有効になる場合もあるので、注意が必要です。  
なお、このグレーゾーン金利は、平成19年12月19日から2年半以内に廃止されることになっており、利息制限法の上限金利に一本化されます。

か、などをアドバイスしてくれます。  
札幌弁護士会(札幌本部 ☎011-251-7730)は「多重債務解決センター」を開設しています(札幌市内3カ所のほか、道内8カ所)。初回の相談料は無料なので、まず電話で相談日を予約の上、訪問してみてもいいです。道立消費生活センター ☎0550-7505-09999)でも窓口などを紹介しています。  
※

弁護士事務所と相談者とのトラブルも発生しているようです。日本弁護士連合会は7月17日付で「債務整理事件処理に関する指針」をまとめました。  
それによると①原則、弁護士が直接面談②依頼の趣旨の尊重(家を残したい)などの債務者の意向を十分考慮することなど③リスクの告知(破産の際は資格制限があることや、不動産の所有権を失う可能性など)④報告(過払金の返還を受けた場合、債務者に速やかに報告し、清算方法を協議することなど)など、債務整理をするにあたっての配慮すべき事項を挙げています。



050-7505-0999

# 断ったはずの「紳士録」 申し込んだことになっている！

Q

先月半ば、「紳士録」の案内が届いたが、放置していた。すると事業者から電話があり、「申し込まない場合は書類を返送するよう」とのこと。名前を書き、「申し込まない」に○印を付けて月末に送り返した。ところが2週間ほどたった昨日、請求書とともに、その署名をした書類のコピーが返送されてきた。

書類を確認すると、購入申込書となっており、平成21年度版の紳士録購入を承諾したことになっていた。申し込んだ認識は全くない。私が「申し込まない」と意思表示をした

のは、平成22年度版購入に対してだと分かった。あらためて書類をよく見ると、片隅に小さな字で「申し込まない場合は、返送する必要がない」と書かれてあった。非常にまぎらわしい。しかし、もともと購入する意思は一切ないので断りたいが、契約したことになるのだろうか。

(70代、男性)

A

「紳士録」とは、企業や団体で役員を務めた人たちの名前や経歴などを掲載した名簿のことです。

事業者は、消費者に契約を気づかせずに、署名した書類を返送させるのが目的です。これにより契約が成立したと消費者に迫り、「申し込んでしまったから仕方がない」と消費者に思わせ、代金を支払わせようとするのです。

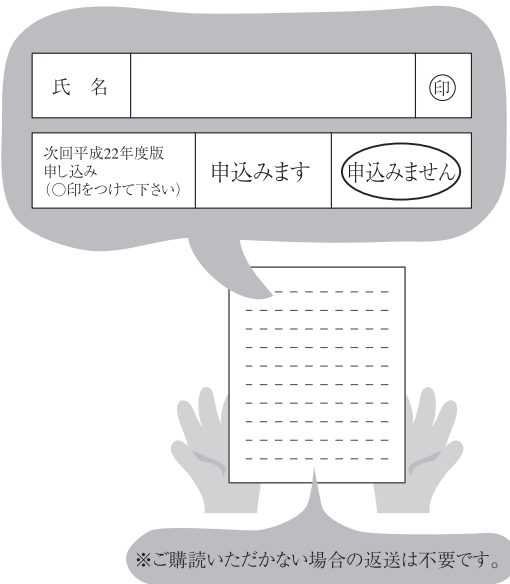
事業者が送り付けてきた書類は、消費者が特別な注意を払わなければ分からない内容になっていました。

事業者が勘違いさせて申込書に署名させたとしても、もともと相談者は契約するつもりはなく、断るつもりで書類を返送しただけです。したがって事業者との意思の合致がないため、有効に契約が成立しているとは考えられません。

相談者には、事業者に対して「契約の承諾をした覚えがなく、したがって契約は成立していないと考えられている」申し込みがあったと主張するのであれば、念のため契約を解除する「今後とも契約する意思が

なく、一切の勧誘を断る」旨、簡易書留で通知するようアドバイスしました。後日、この主張を事業者が認めたことと相談者から連絡がありました。

被害に遭わないためには、送られてきた書類の中身をよく読み、安易に返送しないことです。さらに事業者から電話で説明を受けても、うみにしてはいけません。不明な点があれば最寄りの消費生活センターなどに相談してください。



## 〈テスト品一覧〉

詰物	No	商品名	購入価格 (円)	中わた 重量(kg)	表示者名	組成表示	原産国
絹	1	シルクケット	7,900	0.5	(株)織元	側地：表地ポリエステル80%綿20% 側地：衿裏地ポリエステル50%綿50% 詰物：シルク100%（ノイル）	中国製
	2	手挽き真綿ふとん	15,750	0.5	西川産業株式会社	ふとんがわ：絹100% 詰めもの：絹100%	中国製
	3	真綿肌掛ふとん	19,800	1.0	株式会社エフェクト	ふとんがわ：絹100% 詰めもの：絹100%	中国製
	4	まわた掛けふとん	20,000	1.0	(株)サンモト	ふとんがわ：表綿50%ポリエステル50% ふとんがわ：裏綿100% 詰めもの：絹100%	日本製
羊毛	5	羊毛掛ふとん	4,900	2.5	(株)志高	ふとんがわ：綿100% 中わた：毛100%	日本製
	6	掛布団 羊毛	4,990	約2.5	株式会社ニトリ	側生地：綿100% 充填物：ウール100%	中国製
	7	羊毛掛布団	5,990	2.3	小林商事株式会社	生地表地：綿100% 生地裏地：綿100% 詰め物：羊毛100%	日本製
	8	羊毛掛布団	6,990	2.5	國島綿行	表地：綿100% 裏地：綿100% 中わた：毛100%	—
	9	TOPVALU ウール掛ふとん	9,800	2.8	イオン株式会社	ふとんがわ：綿100% 詰めもの：毛100%	日本製
	10	羊毛掛ふとん	16,900	3.3	全日本寝具寝装品協会	ふとんがわ表地：綿100% ふとんがわ裏地：綿100% 詰めもの：毛100%	日本製
	11	ウール掛けふとん	20,790	2.5	西川産業株式会社	ふとんがわ：綿60%ポリエステル40% 詰めもの：ウール100%	日本製

## 〈側地（ふとんの外側の生地）〉

No.11の側地が組成表示綿60%、ポリエステル40%であるのに対し、テストの結果、綿79.4%、ポリエステル20.6%であり、混用率の許容範囲（±5%）を超えていました。ほかの銘柄は許容範囲内でした。

## ●表示状況

## 〈家庭用品品質表示法に基づく表示〉

ふとんは繊維製品品質表示規程の対象品目であり、詰め物及び側地の組成、混用率、表示者名及び連絡先の表示が必要です。テスト結果からも分かるようにNo.3、8、11の表示が実際とは異なり、同法に違反しています。ほかの項目は全銘柄適正でした。

## 〈その他〉

No.3は組成表示の他にも「真綿\*肌掛けふとん」「天然繊維の絹には光沢があり、柔らかくコシがあります」などの表示がりましたが、詰め物に絹は一切使われていませんでした。（※真綿=絹）

No.8はウールマークがついていましたが、

ポリエステルが20%も含

まれていました。ウールマークは、ザ・ウールマーク・カンパニーが定めた品質基準にクリアし



た製品を認証するマークです。ふとんわたの場合「毛以外の繊維0.3%以下」とあり、基準に適合しないと考えられます。

## まとめ

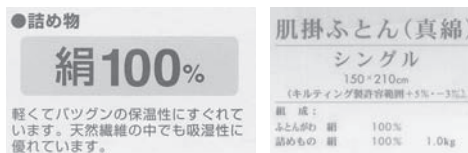
ふとんは消費者が表側から詰め物を確認できず、繊維の組成表示やマークは商品選択の際、取り扱いや特徴を判断するために最も重要な要素となります。表示が実態と異なるものは消費者が誤認する恐れがあり、問題です。適正な表示への改善や表示管理の徹底が望まれます。

なお、表示違反のあった3事業者に対してはすでに経済産業省から指導があり、各事業者は商品回収や返金等に対応、表示管理を徹底するとのことでした。

# 絹100%のはずが綿100%!

～ふとんの組成テスト～

絹や羊毛などの天然繊維100%と表示された低価格のふとんが販売されています。しかし、平成20年3月、国民生活センターから、1万円以下の中国製のふとんで、絹の混用率が表示より低い商品があったとの報告がありました。ふとんは詰め物（中わた）の組成表示が義務付けられていますが、消費者は詰め物を表から確認できません。そこで、絹や羊毛ふとんの組成や混用率の表示の信頼性について調査しました。なお、このテストは（独）製品評価技術基盤機構の消費生活センターテスト支援の一環として行いました。



No.3のふとんと表示

でした。No.8は組成表示が毛100%に対し、毛80.7%、ポリエステル19.3%であり、家庭用品品質表示法で定める許容範囲（-3%）を大きく超えていました。ほかの銘柄は許容範囲内でした。

## テスト品目

掛けふとん11銘柄（詰め物の表示＝絹100%…4銘柄、羊毛100%…7銘柄）

## テスト結果

### ●組成と混用率

〈詰め物〉

No.3は組成表示が絹100%に対し、テスト結果は綿100%で、絹は全く入っていません

表1 〈家庭用品品質表示法に定める許容範囲〉

表示	許容範囲	特例
100%の場合	毛 -3% 毛以外 -1%	紡毛製品-5% (屑糸等を使用した紡毛である旨の付記を要す)
数値が5の整数倍の場合(100%を除く)	±5%	

表2 〈テスト結果一覧〉

No.	中わた（詰め物）		側地	
	組成表示	テスト結果	組成表示	テスト結果
1	シルク100%(ノイル)※	絹98.7% その他1.3%	表地 ポリエステル80% 綿20% 衿裏地 ポリエステル50% 綿50%	表地 ポリエステル82.5% 綿17.5% 衿裏地 ポリエステル51.6% 綿48.4%
2	絹100%	絹100%	絹100%	絹100%
3	絹100%	綿100%	絹100%	絹100%
4	絹100%	絹100%	表地 綿50% ポリエステル50% 裏地 綿100%	表地 綿47.9% ポリエステル52.1% 裏地 綿100%
5	毛100%	毛100%	綿100%	綿100%
6	ウール100%	毛100%	綿100%	綿100%
7	羊毛100%	毛100%	表地 綿100% 裏地 綿100%	表地 綿100% 裏地 綿100%
8	毛100%	毛80.7% ポリエステル19.3%	表地 綿100% 裏地 綿100%	表地 綿100% 裏地 綿100%
9	毛100%	毛100%	綿100%	綿100%
10	毛100%	毛100%	表地 綿100% 裏地 綿100%	表地 綿100% 裏地 綿100%
11	ウール100%	毛100%	綿60% ポリエステル40%	綿79.4% ポリエステル20.6%

家庭用品品質表示法の混用率の許容範囲を超えていた品目

※No.1はノイル（屑糸、絹紡工程中にできる短繊維のこと）の表示があり、-5%まで許容される（表1特例を参照）

# サイエンスナイトを満喫！

テスト室開放



液体窒素をバラに振りかけると、一瞬にして花びらが凍り付き、触れるとパラパラと砕け散る。大人も子供も興味津々

道立消費生活センターの商品テスト室などが7月17日、夜間一般開放されました。小学生ら53人が訪れ、最新の実験機器に触れて科学の不思議な世界を満喫しました。

北海道の短い夏の一夜をさまざまなイベントで楽しむ「カルチャーナイト」（実行委主催）の一環で、今年は札幌市内の93の文化、芸術、スポーツなどの施設が参加しました。

白衣に着替えた子供たちは、マイナス30度の低温室に入った。レントゲンの世界をのぞいたり、食品や繊維の簡易テストにもチャレンジしました。



マイナス30度の低温室で凍らせたバナナで釘を打つ



光学顕微鏡を使ってお札をのぞくと、隠された文字を見ることができ

日時	講座内容（講師）
① 10月21日(水) 18:00～ 20:00	「上手なリフォーム業者の選び方～バリアフリーはどこまで必要？～」(住宅性能評価機関(株)補償セミナー・中野むつみ専務取締役)
② 11月18日(水) 13:00～ 15:00	「簡単冷凍食品、今、むかし？～安全性・表示などを考える～」(道立消費生活センター商品テスト部技監・河道前伸子)

①10月16日 ②11月13日。  
当センターは、左表の要領で「くらしのセミナー」を開きます。ふるってご参加ください。場所は同センター「くらしの教室」。無料。電話かFAXで申し込みを。締め切りは

## くらしのセミナーを開きます

「第46回北海道消費者大会」は9月11日(金)、かでる2・7（札幌市中央区北2西7）で開かれます。テーマは「めざそう消費者が主役の社会！～長年の悲願消費者庁発足～」です。基調講演の講師は(財)日本消費者協会の中村春会長で、「消費者庁発足・新時代の

## 北海道消費者大会にご参加ください！

地域消費者活動とは」と題してお話します。全体討議のテーマは「地域消費者活動の活性化」「食の安全と地産地消」「環境問題」「消費者被害防止ネットワークの活動」など。参加無料。問い合わせは、☎011・221・4217 主催：北海道消費者協会、後援：北海道

## ビデオ上映と見学会

当センターは、10月14日(水)にフリー見学会を開きます。午後1時30分からビデオ「冷蔵庫から食を考える」(20分、東京都消費生活総合センター)を上映、午後2時からは展示室と商品テスト室の見学です。当日直接会場へ。

**北海道立消費生活センター**  
札幌市中央区北3西7  
北海道庁別館西棟2階

TEL 011・221・0110  
FAX 011・221・4210

当センターは(社)北海道消費者協会が指定管理業務を行っています。

本紙の記事を転載する場合は編集部までご連絡ください。